

## 平成23年度 第10回 教育研究評議会議事概要

日 時 平成23年12月16日(金) 14:30～16:45  
場 所 事務局第一会議室  
出席者 別紙のとおり

### 議 題

#### 1. 平成25年度以降の教育組織の見直しについて(継続) (議題1の別紙)

学長から、教授会における審議内容を踏まえ、前回の本会議から変更した点について、資料に基づき、説明があった。

学長から、前回の案については、教授会において否決されたが、その論点は630名の入学定員を維持していないこととあったことから、今回の案は、その要望に添って修正しており、本会議で了承いただき、教授会は次回に報告を行うこととして、これから、文部科学省との折衝を開始したい旨の説明があった。

評議員から、以下のような意見があった。

- ① 教授会へ再度諮るべきである。
- ② 教授会においては、630名の入学定員を維持しないことに関して大きな疑義があったため、報告でよい。
- ③ 教授会において否決された内容に対して、論点がずれていないので、教授会で諮ったほうがスムーズに行くのであれば、教授会に諮った後に再度審議をしてもよいのではないか。

審議の結果、教授会へ本案を諮ることとし、継続とした。

#### 2. 福岡教育大学役職員行動規範の制定について (議題2の別紙)

理事(総務・企画・財務担当)から、役員及び職員が職務を遂行していく上で規準となるべき行動規範を制定することについて、資料に基づき、説明があった。

審議の結果、了承し、役員会へ付議することとした。

#### 3. 国立大学法人福岡教育大学諸規程の一部改正について (議題3の別紙)

##### (1) 福岡教育大学教授会規程

教育学部長から、大学教員人事制度の改革に基づく新制度が平成24年4月から施行されることに伴い、「福岡教育大学教授会規程」を一部改正することについて、資料に基づき、説明があった。

審議の結果、了承し、役員会へ付議することとした。

#### 4. 平成24年度学事日程について (議題4の別紙)

理事(総務・企画・財務担当)から、平成24年度学事日程について、資料に基づき、説明があった。

学長から、以下のような提案があった。

教育実習の時期に関して、6月実施では、3年次で学習効果の面で、4年次で教員採用試験との組み合わせが悪いため、秋への一本化や別の時期への設定ができないか。平成24年度から改革案を試行し、平成25年度からより良い形で実施できないかと考えている。必ずそのように実

施するという事ではないが、可能か否かを今一度、再検討いただきたい。

評議員から、以下のような意見があった。

- ① 附属学校の対応が可能な体制であるか等、検討する必要があるが、対応は難しいと思う。

学長から、関係者、関係委員会等で、再度、検討していただくために継続審議としたい旨の発言があった。

審議の結果、継続とした。

## 5. 入学式及び卒業式の次第について

(議題5の別紙)

理事(総務・企画・財務担当)から、監事監査の結果及び社会からの要請を受け、また、「有為な教員を養成する」とした本学の基本理念に照らして、平成22年3月実施の卒業式より実施している「国歌演奏」を次回の卒業式(平成24年3月実施)から「国歌斉唱」に変更することについて、資料に基づき、説明があった。

評議員から、以下のような意見があった。

- ① 国歌斉唱については、出席者の中にはしたくないという者がいると思うが、強制になるのか。立たない、歌わないという状況ができづらい状況になることが予想されるので、自由であるという状況を記すような配慮があればよいと思う。
- ② 国歌演奏には違和感はないので、あえて、国歌斉唱にしくなくてもよい。

学長から、以下のような発言があった。

本学は教員養成大学であるということで、卒業して教員になる者は、一週間後には辞令をもらって指導することになる。そのような学生に敬意を表して、実施したいということである。学習指導要領の中にも国旗・国歌の問題は適切に扱うことが謳われており、本学はそのような大学であるということに鑑みて大学として実施するということである。立たない方、斉唱しない方を罰しようとするものではない。

演奏ではなく斉唱にすべきではないかというご指摘もある。一般市民の間には多様な感情があることはよく承知しているが、本学の社会的認知に照らしてこれが重要であると思って提案している。

評議員から、以下のような意見があった。

- ③ 他の教員養成大学や他大学の状況はどのようになっているのか。あまり大学で国歌斉唱を実施している記憶がない。また、他大学の状況は確認していないのか。
- ④ 留学生に対する懸念がある。

学長から、以下のような発言があった。

時流に乗ってたくさんしているからするというのではなく、本学の社会に対するスタンスとして、学生に敬意を払って、本学が教員を養成している大学であることを示すために実施する。

理事(総務・企画・財務担当)から、諸外国に行った際に実際に国歌斉唱を聞けば歌いたいという気持ちになるもので、グローバルな視野をもって考えてよいのではないかと発言があった。

学長から、以下のような発言があった。

ここは日本であると以前にも申し上げているが、そういうスタンスで臆していることが、本学の教員養成はどうかということが社会から見られている。堂々と歌えばよい。過去の様々な課題について、きちんと対応すればよい。そのような社会情勢であるというのが考えである。そういうことをやる大学ということを示したいということである。

監事から、以下のような発言があった。

小学校、中学校、高等学校では、学習指導要領でも、「我が国の国旗・国歌の意義を理解させ、

これを尊重する態度を育てるとともに、諸外国の国旗・国歌も同様に尊重する態度を育てる」ことが大切であるとしており、長い間いろいろ意見があったが、これが決められている。本学の学則には、「有為な教員を養成する」という目的がきちんと書かれており、「有為な教員」の資質の一つとして、現在、多くの市民・国民に社会通念上、慣習として定着していると判断されるような公式的な儀式の場では、国旗掲揚と国歌斉唱というものは、是非、進めていただきたいと思っている。学校でもそのようなやりとりはないわけなので、逆に奇異に感じることがないようにお願いしたい。

評議員から、以下のような意見があった。

- ⑤ 社会通念上という指摘があったが、他大学で一般に国歌斉唱をやっているのかを判断材料にしたいと思うが、資料は全くないのか。判断材料として知りたい。
- ⑥ 国旗及び国歌に関する法律ができてから10年近く経ち、当時、大学で国旗掲揚をする、あるいは、式典で国歌を歌う、演奏するという議論が散々あった。ただ、当時の文部省からの指導もあり、多くの大学がそれに真剣に対応してきたと記憶している。他大学の状況を知ることが重要であるとの発言があるが、この時期になって、他大学に調査をすること自体が恥ずかしい話ではないかと思う。それから、過去の入学式・卒業式において国歌演奏の時に席を立たなかった方はひとりもいなかったと思う。きちんと起立されて演奏を聴いておられたし、先程、留学生に対する懸念の意見もあったが、留学生もきちんと歌っている学生はいた。従って、そこまで懸念する実態は本学はないのではないか。
- ⑦ 他大学へ聞くまでもないということは、よそでは国歌斉唱をしていると理解してよろしいか。
- ⑧ 他大学がどういう状況にあるかは調べてみないとわからないが、そもそも調べるべきものなのかを申し上げている。いわゆる横並びで物事を判断するような内容ではないと思う。特に法人化をしているわけだから、大学自身が自律的にそれを考えるべき話ではないかと思う。

学長から、冒頭の提案があったように、監事監査、あるいは、学長に提案があったことに答えるべく国歌斉唱にしたいということについて、賛成いただきたい旨の発言があった。

評議員から、票決をしてほしい旨の発言があった。

監事から、以下のような発言があった。

教育研究評議会は、審議機関であって議決機関ではないと以前にも申し上げている。議決してよいが、可否に関係なく、主宰者である議長の判断が法的には有効になる。ここの結果で何らかの責任を取らなければならなくなったときは、この評議員に責任はなく学長にある。そういう意味ではっきりしている。議決機関ではなく、審議機関としての進め方をお願いしたい。個人の判断よりも、何故、反対しているのか、賛成しているのかというのをこの場に出していただき、学長がその意見を受けて、最終的に判断するというのが審議機関と権限を持つ者の関係である。

また、以前、入学式の際に父兄の方と話をしたが、今、入学した大学生は小学校、中学校と国歌を斉唱してきており、国歌演奏では奇異に感じて違和感を持っているはずだということであった。このことも、監事の指摘事項としての背景になっている。

国歌斉唱の実施の採否を票決により決するか否かについて、無記名で票決することとなった。

(投票結果)

「国歌斉唱の実施の採否を票決により決する」の○が、14票

「国歌斉唱の実施の採否は票決しない」×が、16票

投票の結果、国歌斉唱の実施の採否は票決しないことに決定した。

審議の結果、了承し、役員会へ付議することとした。

## 6. 教員採用人事の公募条件等について

(議題6の別紙)

教育学部長から、平成24年4月1日付け教員採用人事の公募において、適任者が得られなかったことに伴い、再公募を実施するための公募条件等について、資料に基づき、説明があった。

審議の結果、了承した。

## 7. 平成24年4月1日付け採用適格候補者について

(議題7の別紙)

教育学部長から、平成24年4月1日付け採用適格候補者を採用することについて、資料に基づき、説明があった。

審議の結果、了承し、役員会へ付議することとした。

## 8. 平成24年度非常勤講師採用枠について

(議題8の別紙)

理事(教育・学生・附属学校担当)から、平成24年度における非常勤講師の採用枠について、資料に基づき、説明があった。

審議の結果、了承し、役員会へ付議することとした。

## 9. 平成24年度以降の学芸員養成課程について

(議題9の別紙)

理事(教育・学生・附属学校担当)から、「博物館法施行規則の一部を改正する省令」(平成21年文部科学省令第22号)に適応した学芸員養成課程設置の申請について、平成24年度は申請を見送ることとし、平成25年度カリキュラム改訂と併せて検討することについて、資料に基づき、説明があった。

審議の結果、了承し、役員会へ付議することとした。

## 報告事項

### 1. 平成23年度第1次補正予算について

(報告事項1の資料)

理事(総務・企画・財務担当)から、役員会で承認された平成23年度第一次補正予算について、資料に基づき、報告があった。

## その他

### 1. 次回の開催日程について

次回の会議を、平成24年1月20日(金)14:30～、事務局第一会議室で開催することとした。

## 説明資料等

- 議題 1 の別紙
  - 議題 2 の別紙
  - 議題 3 の別紙
  - 議題 4 の別紙
  - 議題 5 の別紙
  - 議題 6 の別紙
  - 議題 6 の資料
  - 議題 7 の別紙
  - 議題 8 の別紙
  - 議題 9 の別紙
  - 報告事項 1 の資料
- ・平成 25 年度以降の教育組織の見直しについて（最終案）
  - ・国立大学法人福岡教育大学役職員行動規範（案）
  - ・「福岡教育大学教授会規程」改正案・現行対照表
  - ・平成 24 年度 学事日程(案)
  - ・平成 23 年度卒業式・修了式次第（案）及び平成 24 年度入学式次第（案）
  - ・教員採用の公募について（依頼）
  - ・特別支援教育講座教員公募の再公募について（お願い）
  - ・平成 24 年 4 月 1 日付け採用適格候補者について
  - ・平成 24 年度非常勤講師採用枠について
  - ・平成 24 年度以降の学芸員養成課程について（案）
  - ・平成 23 年度第 1 次補正予算の基本方針
  - ・平成 23 年度第 1 次補正予算
  - ・平成 23 年度目的積立金の取扱いについて